

神戸市交通安全計画

1. 計画の位置づけ

- ・「人優先」の理念のもとに、安全で安心して暮らせる神戸を目指して、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策を展開していくための大綱として策定する。
- ・この内容は、交通安全対策基本法に基づく国・兵庫県における交通安全計画に準じており、将来、道路交通法をはじめ関係法令の改正や、交通環境の変化が生じたときには、この計画の時代適合性を点検し、必要に応じて見直しを行う。

2. 基本理念

【交通事故ゼロを目指して】

毎年多くの方が被害に遭われている。今後とも、安全で安心な神戸の実現に向けて、国、県、市、関係団体や市民一人ひとりが全力を挙げて、交通事故ゼロを目指して各般の取組を進める。

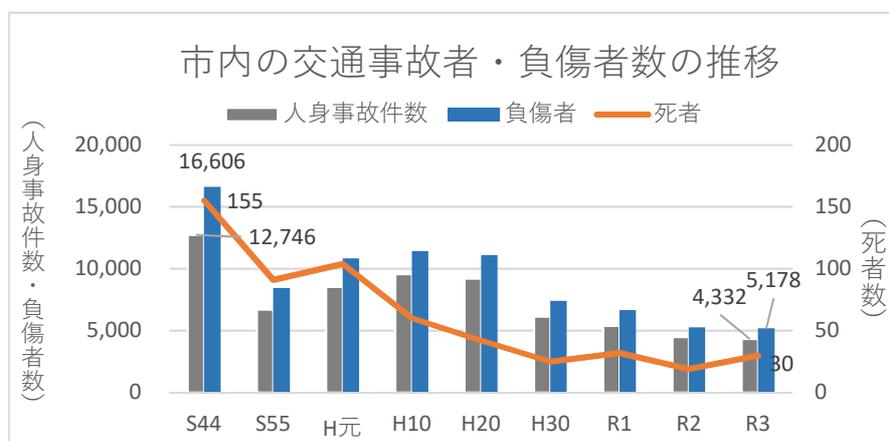
【人優先の交通安全思想】

安全で安心な社会には、弱い立場にある者への配慮や思いやりが不可欠である。道路交通においては、自動車や自転車に対して弱い立場にある歩行者等の安全を、また、全ての交通において、高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者の安全を一層確保することが必要であり、施策を推進するにあたっては、「人優先」の交通安全思想を基本とする。

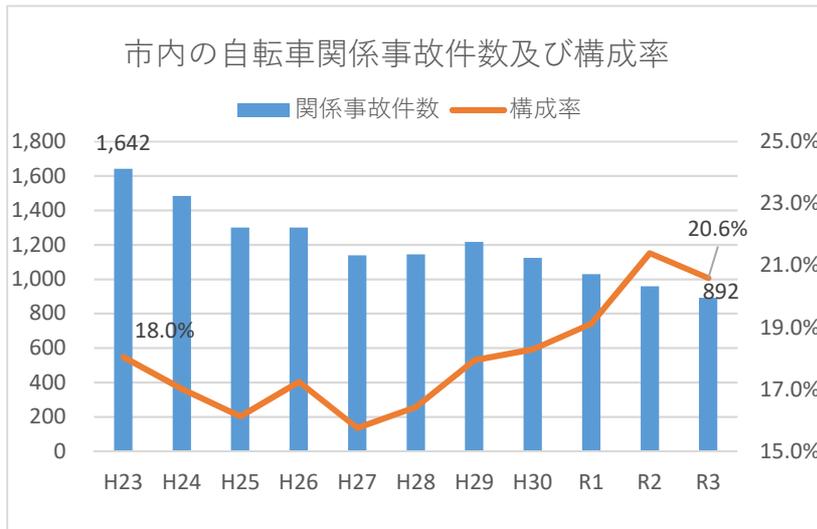
【協働と参画による交通安全活動の推進】

交通事故防止のためには、国、県、県警察、市、関係民間団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要である。市が取り組む交通の安全に関する施策に計画段階から、市民が参加できる仕組みづくり、市民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組等により、協働と参画による交通安全活動を推進する。

3. 市内の交通事故の傾向と分析



市内の交通事故死者・負傷者数は昭和 55 年から増加傾向にあったが、平成 18 年以降は減少傾向。



市内の交通事故の特徴として、自転車関係事故件数は、減少傾向にあるが、交通事故全体に占める自転車事故の割合は増加傾向にある。

4. 主な法改正等

○道路交通法（令）の改正

- ・高齢運転者対策の充実・強化に向け、運転免許更新時に一定の交通違反歴がある高齢者に対する運転技能検査や、安全運転サポート車等限定条件付免許を導入。（令和4年5月施行予定）
- ・妨害運転（「あおり運転」）に対する罰則を創設。さらに、自転車の「あおり運転」を危険行為に追加。（令和2年6月30日施行）
- ・自動車の「レベル3」の自動運転技術を可能にする規定を整備。（令和2年4月1日施行）
- ・スマートフォンや携帯電話使用等の罰則を強化。（令和元年12月1日施行）

○自動車運転死傷処罰法の改正

- ・危険運転致死傷罪の適用対象が追加。（令和2年7月2日施行）

○兵庫県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定（平成28年4月1日施行）

5. 道路交通の安全対策

【対策を考える6つの視点】

- ①高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者の安全確保
- ②歩行者と自転車の安全確保
- ③生活道路における安全確保
- ④先端技術の活用促進
- ⑤データ分析に基づくきめ細かな対策の推進
- ⑥地域ぐるみの交通安全対策

【4つの対策の柱】

①道路交通環境の観点

○生活道路・通学路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- ・県警察が行う最高速度30キロメートル毎時の区域規制「ゾーン30」や通行禁止等の交通規制と連携し、ハンプや狭さくの等の設置等による車両速度や通過車両の抑制
- ・ビッグデータの活用による潜在的な危険箇所の解消
- ・通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路において、交通安全

を確保するため「神戸市通学路交通安全プログラム」等の継続的な取り組みの実施

○誰もが安心して利用できる歩行空間の整備

- ・ユニバーサルデザインの観点から、歩道の段差や波打ちの解消等を行うユニバーサル歩道整備事業の推進
- ・駅前等の交通結節点におけるエレベーター等の設置、建築物との直結化が図られた立体横断施設、交通広場等の整備

○幹線道路における交通安全対策の推進

- ・適切に機能分担された道路ネットワークの体系的な整備の推進
- ・交差点のコンパクト化、立体交差化、環状交差点の導入

○市民の移動手手段の確保・充実

- ・神戸市地域公共交通計画に基づく公共交通ネットワークの形成・維持・充実、自動運転やデマンド運行バスなど新たなモビリティサービスの活用推進

○交通安全施設等の整備事業の推進

- ・社会資本整備重点計画に則した整備事業の推進による道路交通環境の改善

○自転車利用環境の総合的な整備

- ・「神戸市自転車活用推進計画」に基づく自転車走行空間の整備推進による、安全・快適な走行環境の創出
- ・シェアサイクル「コベリン」の利用促進
- ・ルール、マナーや自転車賠償責任保険加入等の啓発活動の実施
- ・駅前の市営駐輪場の整備・運営及び増設や再編等とともに、放置禁止区域の指定による放置自転車の撤去

○ITS（高度道路交通システム）の活用

- ・関係機関と連携したETC2.0等のインフラ整備の推進及びリアルタイムの自動車走行履歴（プローブ）情報等の広範な道路交通情報の集約・配信

○災害に備えた道路交通環境の整備

- ・地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するための橋梁の耐震化及び無電柱化の推進

②交通安全思想の普及徹底

○段階的かつ体系的な交通安全教育の実施

- ・神戸市交通安全指導員が警察と連携し、学校園での未就学児・小学生・中高生対象の交通安全教室、子育て施設などにおける保護者向け教室、地域福祉センターや老人施設等を利用した高齢者向け教室等の開催
- ・自転車マナー啓発など社会的関心の高いテーマに基づく、ターゲットを絞った効果的な訴求の取り組み

○交通安全に関する普及啓発活動の取り組み

- ・四季の交通安全に関する運動を中心とした、横断歩道合図（アイズ）運動プラス等の推進、自転車の安全適正利用、飲酒運転の根絶やシートベルト着用・チャイルドシー

- ト使用等の啓発活動の実施
- ・横断歩道等での歩行者の保護誘導、交通ボランティア等による見守り活動の実施
- ・市ホームページや子育て応援サイト「ママフレ」、広報紙等の媒体を用いた効果的な広報活動の実施
- 運転に不安のある高齢運転者の運転免許の自主返納の促進
- 地域における交通安全活動への参画と協働の推進
 - ・市民自らが交通安全に関する当事者意識を持つような意識改革の促進
 - ・市民が行政、民間団体、企業等と共に行う地域実情に即した交通安全思想普及活動の推進
 - ・交通安全総点検等、市民の積極的参加を促す仕組みの推進

③救助・救急活動の充実

- 救助体制の整備・拡充
 - ・交通事故の複雑多様化への対処に向けた、消防局と医療機関その他関係機関相互の連携・協力関係の確保と、救助体制の整備拡充や救急資機材の装備の充実
 - ・多数傷病者発生時に県内の消防機関と災害派遣医療チーム「兵庫DMAT」の連携
- 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及
 - ・応急手当講習会の実施、まちかど救急ステーションの整備拡大
- 通報者のスマートフォンで撮影した現場映像を受信するシステム（KobeLive119）の活用

④交通事故被害者支援の充実強化

- 交通遺児の福祉
 - ・神戸市交通遺児奨学金の支給による交通遺児の健全な育成の支援
 - ・市民や各界からの寄附金により設立された「神戸交通遺児をみまもる会」による交通遺児家庭の福祉の推進
- 交通事故相談の推進
 - ・市民相談室における交通事故相談員による交通事故後の保険請求や示談の相談窓口の開設
 - ・兵庫県交通事故相談所、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター、日本司法支援センター等の関係機関、団体等との連携

6. 鉄道交通（市営交通等）の安全対策

【対策を考える2つの視点】

- ①重大な列車事故の未然防止
- ②利用者等の関係する事故の防止

【3つの対策の柱】

①鉄道交通環境の整備

○鉄道施設の安全性向上

- ・ホームドア設置や乗務員用ホーム監視モニター（I T V）、駅施設、設備、軌道、土木構造物の計画的な更新・改修

○運転保安設備等整備

- ・自動列車運転装置（A T O）、列車集中制御装置（C T C）などの計画的な更新・改修

②鉄道交通の安全に関する知識の普及

- ・鉄道事業者・携帯電話業者等が一体となった、鉄道利用者へのホームの「歩きスマホ」による危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起等の広報活動の積極的な実施
- ・列車非常停止装置および車内非常通報装置など安全設備について分かりやすい表示の整備や操作等の周知徹底。

③鉄道の安全な運行の確保

○運転士の資質保持

- ・外部の知見を活用した安全確保に向けた研修・教育の充実

○計画運休への取組み

- ・気象状況に鑑みた計画的な列車運転休止等による安全確保

○非常事態への対応

- ・安全かつ安定的な運行確保に向けた危機管理体制の強化（大規模イベント、テロ、災害、感染症等）